

仙北市森林経営管理制度実施方針

令和 6 年 1 0 月 1 日

1. 趣旨

仙北市森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、仙北市に存する森林について、森林の管理が円滑に行われるよう森林経営管理法に基づく措置その他の必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2. 森林整備・林業振興の基本的な考え方

本市は、秋田県の東部中央に位置し、北は鹿角市・北秋田市、南は大仙市、東は岩手県雫石町、西は秋田市に接している。

本市の総面積は約 1 0 9, 3 5 6 ha で、約 8 3 % を占める森林は、林産物の生産、国土保全、水源涵養等の多面的な機能を有しており、これらの機能の発揮を通して地域住民の生活と深く結びついている。

また、本市の民有林面積は約 2 5, 5 9 0 ha で、その内約 5 4 % が人工林となっており、森林の有する多面的機能の高度発揮と林業の持続的発展に繋げていく必要があるため、法の趣旨及び法の規定のもと、経営管理が行われていない森林について、森林経営管理意向調査を行い、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理したり、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の適正化を促進する。

3. 経営管理意向調査について

（1）対象森林の考え方

ア 対象森林

- ・私有林人工林（スギ人工林）
- ・過去 1 0 年間、森林整備が実施されていない森林
- ・森林経営計画が策定されていない森林

イ 除外する森林

- ・現況が森林整備の必要が無い場合
（森林でない、整備済み、針広混交林等）
- ・森林経営計画樹立森林
- ・公有林（国有林、県有林、市有林、財産区有林）
- ・団体有林（林業公社）

- ・地上権、地役権設定森林

4. 全体計画

令和元年度から、国土調査が完了している西木地区を対象に、経営管理意向調査を実施しその後、経営管理権集積計画、森林整備と進める。

令和6年度からは、森林境界明確化を進めるにあたり、秋田県が事業主体である森林情報デジタル化推進事業に参加し、航空レーザ計測を実施、その成果を基に森林資源解析を実施し、境界確定作業の合意形成時に活用する。

5. 年度計画

令和元年度～

(1) 経営管理意向調査

ア 仙北市管内で、国土調査が完了している西木地区を対象に調査する。田沢湖地区及び角館地区においては、境界が確定した後に実施する。

令和2年度～

(2) 経営管理権集積計画及び実施権配分計画作成

ア 意向調査アンケートの回答で、市町村に経営管理を委ねることを検討したいと回答があった森林について、森林所有者の意向・申出がある場合は経営管理権集積計画を作成する。

また、意欲と能力のある林業経営者から申請がある場合は、実施権配分計画を作成する。

令和3年度～

(3) 森林整備

ア 経営管理権集積計画及び実施権配分計画作成された森林について、計画期間中に間伐等の施業を実施し、仙北市森林整備計画に基づき管理する。

6. 森林環境譲与税の用途について

令和元年度からは、新たな森林管理制度の施行にあわせて、森林環境譲与税が市町村に交付されている。

森林環境譲与税の用途が規定されており、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材利用の促進とその他の森林整備の促進に関する施策の費用に充てることとされている。

なお、適正な用途に用いられることが担保されるよう、その用途については、毎年、ホームページ等で公表する。

問い合わせ先

仙北市農林商工部農林整備課

TEL 0 1 8 7 - 4 3 - 2 2 0 7